

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和5年2月14日(火)			
会議時間	開会	午後1時	閉会	午後1時32分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平			
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	伊藤主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	商工労働部長 ほか2名			
参考人	なし			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・「一関市観光宿泊施設緊急対策事業」に係る不適切な利用 などについて			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和5年2月14日

(午後1時 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は7名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

お諮りいたします。

本日の調査に当たり、当局から商工労働部長の出席を求めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決しました。

直ちに、議長を通じて商工労働部長の出席を求めることといたします。

暫時休憩します。

(休憩 13:01~13:01)

委員長 : それでは、「一関市観光宿泊施設緊急対策事業」に係る不適切な利用などについてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

今野商工労働部長。

商工労働部長 : 今日は、「一関市観光宿泊施設緊急対策事業」に係る不適切な利用などについて、委員会を招集していただきましてありがとうございます。

本件につきましては、先週2月10日にプレスリリースを行いまして、常任委員会での説明をさせていただきたいということで、本日、開催をお願いしたものであります。

また、2月通常会議の初日に行政報告ということで、今、議会運営委員会のほうに申出をしようと準備をしているところであります。

中身に入らせていただきます。

資料は、プレスリリースということでお配りしております、一関市のものであります。

1番の当該施設でございますが、株式会社ベリーノ、ベリーノホテル一関でございます。

2番の当該案件の概要でございますが、一関市観光宿泊施設緊急対策事業では、東北6県の県民を対象とし、ワクチン接種証明書の提示など、宿泊料金の割引要件としているところ、ベリーノホテル一関では、令和3年10月18日から令和4年9月30日宿泊分までの間、下記のとおり不適切な利用などがあったということで、箱の中でございます

が、不適切な利用として割引適用対象者以外のもの、これは地域外在住者、ワクチン未接種者、7泊を超える宿泊者について、従業員による名義貸し等を行い、割引を適用していた事例があったものということでございます。

これは常連や取引先の方など、そういったところがあってお断りできなかったというように、聞き取り調査ではお話がありました。

(2)は事業の趣旨・目的に沿わない利用でございますが、従業員等による利用件数が多い状況を確認したところであり、このことについて施設側から観光需要の喚起を図るという事業の趣旨に沿わない利用であるとの認識の下、全額返還する旨の申出があったということでもあります。

これは、従業員の宿泊により施設内の建物そのものの点検、あるいはサービスの状況などについて、従業員本人が利用することによって、様々な点検ができるだろうということで従業員の方々に利用を推奨していたということでもあります。

この利用そのものは不適切ということではないのですけれども、もともと禁止されているものではありません。

ただ、夕食を取った後すぐ帰ってしまったとか、そういった実際には泊まらなかったというような実態も聞き取り調査で明らかになったことから、これは不適切な利用だということで、自主的な返還をするという申出があったものであります。

3番、ベリーノホテル一関による不適切な利用等による受給額でございますが、(1)(2)合わせて285万9000円ということになります。

4番ですが、これにつきましては2月6日に全額返還済みとなっております。

次のページでございます。

5番は市長コメントということで記載してございます。

参考の一番下の表でございますが、いわて旅応援プロジェクト、これは岩手県の事業の分でございますが、割引申請金額とクーポン配付枚数を合わせて437万2000円ということになってございまして、こちらも全額返還済みということになります。

次のページ、岩手県のほうで報道各社にプレスリリースしたものでございます。

基本的には、一関市と同じでございますけれども、金額等につきましては、岩手県の事業分として記載しているものでございます。

一番最後のページでございますが、ベリーノホテルからのおわびということで、ベリーノホテル一関において自主的に報道機関のほうに公表した内容でございます。

こちらのほうは二度と起こさないようにコンプライアンスの徹底を図り、再発防止に取り組んでまいると、それから信用回復に努め、信頼して御利用いただけるホテルを目指し鋭意努力していく所存ということで、市民の方々、お客様の方々に御迷惑と御心配をおかけしたことを、おわびということで公表されているものでございます。

私のほうからの説明は以上とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

齋藤委員。

齋藤委員：今回の事案なのですが、どのような経過でこのようになったのか、事業者から申出があったのか、それとも一関市なり岩手県の調査で発覚したのか、それについてお聞かせください。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：この不適切事案がどのように発覚したかという部分でございますけれども、昨年の9月頃に、岩手県のほうではいわて旅応援プロジェクトについては委託しておりますので、そちらの事務局が精算手続をする中で、同一人物による宿泊であったり、そういったことが目立ったりとか、あとは宿泊割引の申込書の記載の不備であったり、そういったことが多かったということで、岩手県を通じて、こういう状況だけでも一関市のほうはどうでしょうかということで連絡がありまして、一関市のほうでも確認したところ、同じような状況があったということがきっかけでございます。

委員長：この際、委員として質疑するので、暫時、副委員長と交代します。

副委員長：それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

質疑を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：今回の不適切な利用の件数というのははっきりしているが、適正に利用された件数という全体の利用に対して、こういう不適切な利用件数というのはどれくらいの割合になっているのかお伺いします。

副委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：ベリーノホテル一関に対する補助金の支払い済み額の総額が1342万8000円になります。

このうち、285万9000円ほど、資料に記載のとおりでありますので、大体割合とすると21.3%ほどという割合になります。

副委員長：それでは委員長と交代いたします。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今、説明をいただきましたが、このようなことは岩手県のほうでは、ほかの市の状況も把握されているかと思いますが、ほかの市でもこういった事例が、県内ではあるのかどうかというのと、もしあるのであれば、その市がどのように対応をしたのかというのを2点、まずはお尋ねいたします。

委員長　：三浦観光物産課長。

観光物産課長：この事案については岩手県と連携して対応してきたわけですが、その中でこういった不適切な事案というのは県内で初めてだということでした。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員：岩手県内ではこの一関市の事例だけということで、このように市長コメントがありませんけれども、誠に遺憾であるということで終わっているのですが、それで対応としては終わりなのかどうかというところは、今どのように考えられているのかをお尋ねします。

委員長　：今野商工労働部長。

商工労働部長：事業者へのペナルティーの御質問だと思いますけれども、岩手県のほうと同様の対応ということを中心に考えておまして、岩手県のほうにつきましては、まず一つは返還済みであること。

それから、ベリーノホテル一関において自主的に報道機関のほうに、情報を提供して、おわびをしていると。

そういった面で、社会的な制裁も受けているということも考慮して、何か行政的な罰則、ペナルティーを科すということについては、基本的には考えていないと。

もう一つは既に、県と市と共同で立入調査等を実施してきたわけですが、事案が明らかになる段階において、ベリーノホテル一関のほうから、今も全国の旅行割というのは実施されているわけですが、それについても返納すると、事業を実施しないというようなことで、ベリーノホテルのほうから申出がありまして、今現在においても、その宿泊割の事業はベリーノホテル一関では行っていないというようなことであります。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員：最後ですが、これに関しては新聞報道もされて、今日産業建設常任委員会のほうでも説明がありましたけれども、市民の方からの問合せはどれだけあるのかということ、内容としてはどういうことが多いのか、ありましたら、件数がもし分かれば教えてください。

委員長　：三浦観光物産課長。

観光物産課長：この事案は公表してから、直接観光物産課のほうに問合せというものは来ておりません。

1件、苦情というか、たった今、市外の方からでしたけれども、内容とすれば、本当にこれで全部ですか、全容解明したのかというような内容でありました。

委員長　：小山委員。

小山委員：こういう事案が発覚して、ベリーノホテルでこの応援プロジェクトを使わないことによって、経営面というか、そういう部分が心配されると思うのですけれども、そういう部分について一関市としてどのようにフォローするか、そういう部分はないのですか。

委員長　：今野商工労働部長。

商工労働部長：ベリーノホテル一関は、ちょうど新型コロナウイルスの直前だったと記憶しているのですけれども、経営者そのものが変わってございます。

新しい経営者のほうに移行した直後にコロナ禍ということで、経営状況は社長のほうから、かなり厳しいということを聞いているところであります。

ただ、コロナ禍における交付金を利用した宿泊割事業とかを実施してきて、事業者の方々の幾らかでも支援になればということでこういう補助制度を用意したところでありますから、それを不適切な利用があったということを踏まえれば、今後、その経営のための支援を宿泊事業者全般については考えていく必要があると思っておりますけれども、特に当該ホテルに着目して支援をするということは、今時点では考えていないところであります。

委員長　：齋藤委員。

齋藤委員：調査で発覚したということなのですから、これは1人の従業員が勝手にやるというのは当然考えられにくいのですが、組織的に、悪い言い方をすれば組織的にやられているのかという、そういった調査はされたのか、されたのであればその辺をお聞かせいただきたいのですが。

委員長　：三浦観光物産課長。

観光物産課長：これは事案が発覚してから一度ホテルに岩手県と合同で立入調査を行った際に、全従業員ではないですがその2日間に勤務されていた従業員全員に聞き取り調査を行っております。

その際に、ホテルに泊まった動機について聞いたわけなのですが、特に、会社のほうから指示されたとか、そういった内容はなかったと。

ただ、せっかくこういう制度があるので、研修とかそういった趣旨で泊まるものについては構わないと、そうして泊まってみたらというような話はあったというヒアリング結果でありました。

指示されて泊まったということはありませんでした。

委員長　：齋藤委員。

齋藤委員：何かちょっと今の説明だとよく分からないですけれども、実際、従業員の方がさっき言ったように1人ではできない、ちょっと難しいと考えますけれども、どういう体制で行われたか、内容ですね、その辺はどのように把握されたのでしょうか。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：いずれ調査したときのヒアリング、先ほど申しましたとおりヒアリングをしたわけですが、その事項として宿泊したきっかけと、あとは宿泊までどのような手続であったりきちんと泊まったのかとか、それから岩手県の事業もありますのでクーポンを使用しましたかとか、というヒアリングをしたところですがけれども、基本的には先ほど申しましたように職場からの働きかけというか、積極的に泊まって使ってくださいとかそういったものは確認できません。

全ての人が自主的に泊まったという回答であったという結果であります。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：何かいまいち理解できないのですけれども、これ1人、フロントの係がチェックインする際に、(1)は見落としとか意図的にスルーさせることもできると思うのですけれども、でもそれが、一従業員の個々の判断でやられたということなののでしょうか。

それとも、フロントならフロントのリーダーという方が意図的にこういうようにやったという話だったのか、どっちなのでしょう。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：質問の趣旨は、組織・会社として、補助事業を利用して、搾取といいますか、だまし取ろうとする意図があったかどうかというような趣旨の質問だと思いますけれども、その意図については、立入調査、聞き取り調査の結果、それについてはなかったという判定をしたということでもあります。

それについては従業員がこの割引制度を利用して宿泊すること自体は、禁止されているものではありません。

それから自分が勤めているホテルや旅館に宿泊することは、これは禁止されていないところであります。

それで会社のほうからは、先ほど申し上げましたとおり、研修の一環あるいは施設のサービスを点検するとか、そういった意味で、従業員のほうに推奨したということは聞き取り調査で聞いているところであります。

ですから、その従業員に強制したとか、組織的に従業員の名義を使って、その空宿泊をしたというような実態は、なかったということです。

ただ結果として、従業員の方々が、夕食だけ取って帰ってしまったというケースがあったものですから、これは会社としては不適切な利用だろうと事業の趣旨に沿わないだ

ろうということから、返還する決定に至ったということでもあります。

委員長：千田委員。

千田委員：今のプレスリリースにある事業の趣旨・目的に沿わない利用の件数が878件となっています。

従業員の方が、今の説明のような趣旨に基づいて体験的にやってみましょうというのであれば、数件、数十件というのは分かるのだけれども、件数からいうと、878件の内訳ですね、延べ人数で言うと例えば1人の方が何泊ぐらいやっているのか、そういうのは当然聞き取りの中から出てくると思いますが、この878件の実態は、実際どうなっているのですか。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：この878件の実態でございますけれども、ベリーノホテルとしては、やはり先ほど申しましたように社内調査したところ、宿泊、食事つきプランで食事だけして帰っているというような事案が何件かあったと。

ただ、その調査した結果であっても、それが何件ぐらいあるかというのは分からなかったということで、社としては、従業員の宿泊については不適切だと、従業員とあとは家族が主ですけれども、そういった宿泊については不適切であったということで、返還するという申出があったという内容でございます。

委員長：千田委員。

千田委員：私が聞いたのは、この878件の内訳をどのように捉えているのかということなので、最初にお話ししたように何人の方が実際に家族も含めて、例えば1人の方が何十泊もこれを適用しているのか、それとも多人数の方がやっているのかという、そういう中身について調査をされていますかということです。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：ベリーノホテルの従業員の方の総体ですけれども、約三、四十数人です。

それで宿泊者名簿にある従業員の方というのはそのうちのほとんどの方々が名義としてはあると。

そのほかに、実はその家族の方も一緒に宿泊しているという状況がございました。

ですから、従業員だけではなくて、家族となるとその2倍とか3倍というようなことになりますし、あとお子さんを連れてきている方ということもございましたので、そのような件数になっているというように承知しております。

従業員の方で記録上、一番泊まっている方はこちらの手元の資料によりますと、88泊、ということで把握しました。

委員長　：千田委員。

千田委員：やはりそのぐらいの人もいるのではないかなと思って聞いたのです。

40人の従業員、仮に家族を入れたとして倍で80人。

800泊ということは、平均すると一家族当たり20泊しているような状況。

しかも、これは趣旨に反していると分かってやっているだろうから、そうなると、ちょっと悪質の度合いも強いのではないかと感じた次第です。

最後の質問になりますけれども、市としてはこれで調査は終わりなのか、それとも今後も継続した形でチェックをしていかれるのか、そのあたりの今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

委員長　：今野商工労働部長。

商工労働部長：いちのせき宿泊割事業は既に、去年の9月30日で終了しているという状況であります。

書類上のチェックは、精算して補助金の申請をする都度、全て書面上のチェックは行っておりますので、それについては既に全部調査済みということであります。

今後のことになりますけれども、全国旅行支援というのは、いまだ継続して実施しているわけですが、基本的には岩手県のほうで実施しておりますから、一関市がこれから宿泊事業を再開するというようなことにならない限り、今時点でこれを再調査するとか、全部改めて見直すということは考えていないところであります。

委員長　：岡田委員。

岡田委員：自分のところのホテルに研修的な意味合いで泊まるということを推奨してきたとされるのですが、本来であれば、やはりそういったことというのは、日常、この事業を使わないで日常で行われなければならないことで、やはり従業員に推奨するのであれば、その宿泊事業を利用して、他社のホテルがどういうものか、どのようないいことがされているのか検証されるべきものだと思うのです、推奨するのであれば。

ですから、やはり委員の方々のいろいろな意見のとおり、やはり88泊も1人の方がしているような状況はやはり悪質ですし、本来であればほかの市民、県民の方々が利用すべきはずのことが、こう枠があるので利用できなかったということも考えられます。

そういったことを考えれば、やはりこういった最終的には事業者からおわびということで、コンプライアンスの徹底をしていくということなのですが、やはりここを市としても、適切に対応して、今、新型コロナウイルス感染症で経営が大変苦しいということですから、こういうことがあったから事業から外すというのではなくて、再度そうした事業になったときには、こういったコンプライアンスを徹底して、きちんとやっていくというような、何か始末書とかそういった確認書なども取りながら、やはりそういった経営の改善もやっていくという対応をしていく必要はあるのだと思いますので、今

後もこれで終わりにしないで、適切な聞き取り調査というかそういった関係は、つくっていただければと思います。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：今、御指摘がありましたとおり、研修の一環とはいえ、やはり悪質性もあるというような御指摘をいただいたところでもありますけれども、従業員の方々からの聞き取りによりますと、多く泊まることによって会社への貢献もある程度できるということも考えたということでもあります。

やはり、自分が宿泊することで会社のほうを助けられると、会社の経営がコロナ禍ということも相まって厳しいということを承知しているというような状況から、そういった聞き取りの結果でもあったところでもあります。

ただ、それが適切なのかというと、やはり制度の趣旨・目的に沿いませんので、やはりそれについては厳しく対処していかなければならないと思います。

今後も継続して、指導とかしていく必要があるのではないかとということでありましたけれども、旅館業法の所管というのは岩手県知事の権限になっているところでもあります。

ですから、今現在、全国旅行支援などを行っておりますし、あと、旅館業法を所管する岩手県と連携しながら、引き続き我々としても岩手県と連携しながら、会社のほうの経営状況、運営状況なども注視してまいりたいというように考えております。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ほかになければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、「一関市観光宿泊施設緊急対策事業」に係る不適切な利用などについての調査を終了します。

商工労働部長をはじめ、当局の皆さんお忙しいところありがとうございました。

職員退席のため、暫時休憩いたします。

(休憩 13:31～13:31)

委員長：再開します。

以上で、予定した案件を終わります。

以上で、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午後1時32分 終了)